

(参考)

■■地区 立地誘導促進施設協定書

●●●● (以下「甲」という。)、●●●● (以下「乙」という。) 及び●●●● (以下「丙」という。) は、次のとおり都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号。以下「法」という。) 第109条の2第1項に規定する立地誘導促進施設協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、法第109条の2第1項に基づき、■■地区において、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を定め、地域における継続的な賑わいや魅力的な居住環境の創出等を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 本協定の対象となる協定区域は、上越市■■地内のうち、別図▲に示すとおりとする。

(財産区分)

第3条 協定区域の財産区分は、別図▲に示すとおりとする。

(立地誘導促進施設の種類及び位置)

第4条 本協定の対象とする立地誘導促進施設の種類及び位置は、別図▲に示すとおりとする。

(立地誘導促進施設の概要及び規模)

第5条 第4条で規定した立地誘導促進施設は、協定区域の賑わいの創出に資するイベント等の活動を行うことができる施設等、協定区域における居住者等の利便の増進に寄与することを目的とする。

施設の利用目的や利用方法等を記載。

2 第4条で規定した立地誘導促進施設の規模は、別図▲に示すとおりとする。

規模については、面積や収容人数等を定める。

(立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項)

第6条 第4条で規定した立地誘導促進施設の整備業務は、協定締結者間で協力して一体的な整備に努めるものとし、整備に向けた体制等は別図▲に示すとおりとする。

2 整備に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとし、費用負担の方法は別途協定を締結してこれを定めることとする。

費用分担の方針は、できるだけ具体的に記載することが望ましい。例えば、かかる費用の分担は、面積按分にする、公共施設部分の土地提供者の費用は軽減する等を記載。

3 第4条で規定した立地誘導促進施設の日常管理業務は、協定締結者間で協力して一体的な管理に努めるものとし、管理区分、管理体制等は別図▲に示すとおりとする。

管理者間の役割分担、方法、工程等を記載。

4 日常管理に係る費用は、協定締結者間で分担して負担するものとし、費用負担の方法

は別途協定を締結してこれを定めることとする。

費用分担の方針は、できるだけ具体的に記載することが望ましい。例えば、かかる費用の分担は、面積按分にする、公共施設部分の土地提供者の費用は軽減する等を記載。

5 協定締結者は、第4条で規定した立地誘導促進施設を活用して、地域の賑わいの創出に資するイベント等の活動を行う場合には、その企画及び実施は、協定締結者が協力して行うこととする。

6 第4条で規定した立地誘導促進施設を有する土地に係る協定締結者は、立地誘導促進施設の整備又は管理に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から▲▲年とする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項に違反した者があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

2 前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

(効力の継承)

第9条 この協定は、市長の認可公告のあった日以後において協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(協定を変更又は廃止する場合の手続)

第10条 本協定を変更する場合には、協定締結者全員の合意を得た上で、市長に申請してその認可を受けなければならない。

2 本協定を廃止する場合には、協定締結者の過半数の合意を得た上で、市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域隣接地)

第11条 本協定における協定区域隣接地は、別図▲に示すとおりとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

人数が多い場合には、別紙で締結者を記載することも可。

甲	●●	●●	印
乙	●●	●●	印
丙	●●	●●	印

(参考)

■■地区 立地誘導促進施設協定に基づく費用に関する協定

第1条 この規則は、■■地区 立地誘導促進施設協定書第6条に基づき、立地誘導促進施設に係る費用について定める。

第2条 整備に係る費用は、協定締結者において別表1のとおりとする。

第3条 管理に係る費用は、協定締結者において別表2のとおりとする。

第4条 費用の徴収は、必要時に行うものとし、やむを得ない場合は、協定締結者の全員の合意により、徴収時期等を定めるものとする。

第5条 費用の納入方法は、協定締結者が指定した方法により行うものとする。

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議の上処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

人数が多い場合には、別紙で締結者を記載することも可。

甲	●●	●●	印
乙	●●	●●	印
丙	●●	●●	印